

○大和川右岸水防事務組合事務局長専決規程

制 定 昭 35. 6. 1 達 1

最近改正 平 23. 12. 26 決裁

**第 1 条** 事務局長は別に定めがある場合を除くほか、この規定の定めるところにより管理者の権限に属する所管事務を専決することができる。

**第 2 条** 事務局長の専決できる事項は、次のとおりとする。

- (1) 本組合の規約第 11 条に規定する職員で常勤の者（以下「職員」という。）の欠勤、私事による旅行の届出等諸願届に関すること
- (2) 職員の職務に専念する義務の免除に関すること
- (3) 職員に 2 泊 3 日以内の出張を命ずること
- (4) 日雇労働者等の雇用に関すること
- (5) 職員の宿日直、休日勤務及び休日の振替に関すること
- (6) 法令、条例その他の規定又は決定による報酬、給料、旅費その他給与の支給に関すること
- (7) 1 件 1000 万円以下の工事の施行及び 1 件 500 万円以下の物件、労力その他の調達の設定に関すること
- (8) 不用品の処分決定に関すること
- (9) 水防分団の副分団長以下の任免に関すること
- (10) 軽易又は定例の告示、公告に関すること
- (11) 軽易又は定例の報告、申請、照会、回答、諮問、届出、通知、進達、副申等に関すること
- (12) 既決の事務事業の軽易な変更に関すること
- (13) 組合費の分賦並びに補助金の交付申請に関すること
- (14) 収支命令書の発行及び予算節の流用に関すること
- (15) 物品の管理に関すること
- (16) 法令、条例、規則等の規程に基づいて行う軽易な処分その他の権限の行使に関すること
- (17) 前各号の掲げるもののほか、軽易若しくは定例の事務事業の施行決定又は軽易若しくは定例の事務の執行に関すること

2 前項により専決できる事項であっても、異例若しくは規定の解釈上疑義のあるもの又は事務局長が重要と認められるものについては、副管理者の決裁を受けなければならない。

**第3条** 事務局長は非常災害時その他場合において緊急の必要があるときは、前条の規定にかかわらず機宜の処置をとることができる。ただし、実施後遅滞なく副管理者に報告しなければならない。

**附 則**

この規程は、公布の日から施行する。

**附 則**（昭53. 3. 29 達3）

この規程は、昭和53年4月1日から施行する。

**附 則**（昭60. 11. 25 達1）

この規程は、昭和60年12月1日から施行する。

**附 則**（平18. 4. 1 管6）

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

**附 則**（平20. 4. 1 管10）

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

**附 則**（平23. 12. 26 決裁）

この規程は、平成24年4月1日から施行する。